

## 令和 6 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 21 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4066〕

<b>① 件 名</b>
令和 6 年人事院勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備関係）に伴う給与改定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b> 令和 6 年 8 月 8 日、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」として、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図り、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する旨の勧告を行った。</p> <p><b>【目的】</b> 本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b> 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
令和 6 年 8 月 人事院勧告 12 月 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律公布
<b>⑤ 主な内容</b>
<p>令和 6 年人事院勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備関係）に準じて、給料表、諸手当等の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>給料表の改定（令和 7 年 4 月 1 日から施行）</b> 人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した給料体系とする。 行政職給料表 3 級から 7 級は、各級の初号近辺の号給をカットして初号の額を引き上げ、8 級は初号の額を引き上げつつ、他の級との水準の重なりを解消することで、昇格により給与が大きく上昇する仕組となるよう改定を行う。また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。</li> <li><b>昇給基準の改正（令和 7 年 4 月 1 日から施行）</b> 行政職給料表について、3 級から 7 級までを一つの職員層とする形に変更されることに伴い、行政職給料表 7 級職員の昇給抑制の規定を廃止するもの。</li> <li><b>諸手当の改定（令和 7 年 4 月 1 日から施行）</b> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>扶養手当（2 年間で段階的に実施）</b> 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 13,000 円（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にいる子がいる場合にあっては、5,000 円を加算）に改める。</li> <li><b>地域手当</b> 支給地域の単位について、都道府県を基本とし、級地区分を 7 から 5 に改める。また、令和 7 年 4 月以降に支給対象地域から異動する職員について、現在 2 年間としている異動保障の期間を異</li> </ol> </li> </ol>

動後3年間に延長し、3年目の支給割合を異動前の60%とする。

なお、本市は地域手当の支給地域には該当しない。

(3) 通勤手当

1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円に改める。また、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止する。

(4) 単身赴任手当

支給対象を拡大し、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴うものに加え、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当の支給を可能とする。

(5) 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大し、現行の午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）に改める。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る諸手当

現在支給されていない手当のうち、住居手当及び地域手当の支給を可能とする。

(7) 特定期付職員のボーナス

現行の特定任期付職員のボーナスは、期末手当のみ支給可能であるが、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当の支給を可能とする。なお、勤勉手当の支給に伴い、特定任期付業績手当は廃止する。

4 その他

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部改正に伴い、暫定再任用職員を定義する条項が生じることから、関係条例の改正を行う。

5 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (3) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (4) 石巻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

影響額（令和7年度分） 8,023千円（共済費、職員手当等を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県、登米市、東松島市：令和7年2月定例会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び関係予算案について提案

⑨ その他

令和6年人事院勧告のうち、民間給与との比較に基づく勧告関係に伴う給与改定については、令和6年第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和6年度各種会計補正予算案を追加提案し、議決済み。